

卸・小売業の労働災害を防止するために

- 鳥取労働局から3つの提案 -



鳥取労働局

その1 安全「見える化」とっとり運動

— 安全「見える化」は、労働安全衛生法等関係法令の規定を講じた上での活動です。—
(法令の規定によってカバーや手すりの設置が義務付けられている箇所には、所定の措置を講じなければなりません。)

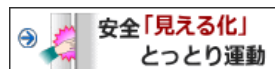
鳥取労働局では、「労働災害の更なる減少」を図るため、自主的な安全衛生活動として、特に安全の「見える化」の普及促進に努めています。私たちが五感から入手する外部情報の割合は、目（視覚）が83%、耳（聴覚）11%、皮膚（触覚）3%、舌（味覚）2%、鼻（臭覚）1%といわれるように、視覚から最も多くの情報を入手します。

安全の「見える化」は、職場にひそむ危険を表示するなどにより目に見える形にする効果的な安全衛生活動の取り組みです。「安全衛生情報」や「安全衛生活動情報」、「危険を防止するための情報」を「見える化」しましょう！

3つの観点で事例を挙げますので、見える化の参考にしてください。

➤ は文章例で、写真は鳥取労働局ホームページから引用したものです。

詳しくは、鳥取労働局のトップページにあるバナーから →



安全衛生情報

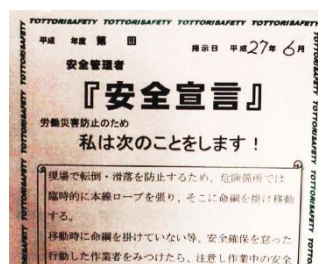
- 企業トップの安全衛生の決意 — 「安全で安心して働ける職場を造ろう！」
- 「トラブルが発生しても「作業手順」を必ず守ろう！ **勝手な判断は厳禁!**
- 「〇日〇曜日午前〇時から改装工事のため、運搬車両が南駐車場に入ります。」
- 新入社員、立入禁止箇所、安全通路、責任者などの明示。
- 「降雨時には店舗出入り口が大変滑りやすくなります。」



まな板の使用区分		間違わないように!
	調理前、仕込み用	
	肉用	
	魚用	
	調理済み食品用	

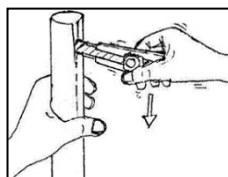


安全衛生活動情報



- 毎月第1金曜日は安全衛生点検の日です。
- 毎週金曜日は午後1時から一斉清掃行います。
- 毎週金曜日はヒヤリ・ハット情報の提出日です。
- 5S活動（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）の推進。
- 点検簿の記載で機械の点検漏れなくしましょう！
- メンタルの相談は衛生管理者の「〇〇」まで。

危険を防止するための情報



危険箇所や危険・有害作業について、予想される多くの危険をドンドン見える化していきましょう！

- 機械作業 ⇒ 「挟まれ注意!」、「停止確認後修理ヨシ!」
- フォークリフト作業 ⇒ 「激突注意!」、「車両点検ヨシ!」
- ロールボックスパレット作業 ⇒ 「段差・傾斜は転倒の危険!」
- 階段・通路 ⇒ 「階段では手すりを」、「段差あり転倒注意!」
- 脚立作業 ⇒ 「最上部の天板に乗るな!」



その2 転倒災害防止対策を推進しましょう

転倒災害の5つの類型

① 通路の障害物



② 床面の滑り



③ 通路の段差



④ 路面の凍結



⑤ 階段



転倒災害防止対策の例

- ・ 整理整頓を行い、通路に物を置かないようにする。
- ・ 床面の凸凹をなくす。
- ・ 床面の水や油はよく拭き取る。
- ・ 滑り止めに、マットを敷いたり滑り止めテープを貼る。
- ・ 段差はできるだけスロープにし、色別表示で注意喚起する。
- ・ 滑りにくい靴底の靴を履く。
- ・ 通路は照度75ルクス以上にし、明るくする。



整理整頓と通路の確保



凸部分のスロープ



携帯用かんじきの使用



屋外通路の滑り止めシール



階段の滑り止めシールと注意喚起



内扉の段差に注意喚起

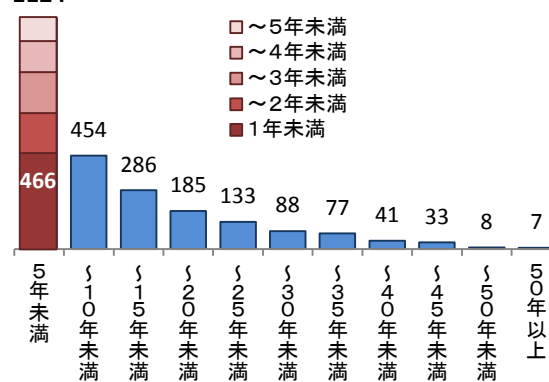
その3 雇入れ時教育は重要です

過去5年間に鳥取労働局管内で発生した休業4日以上の労働災害を分析すると、経験の浅い者ほど多く発生しており、経験期間が5年未満の者のうち、特に1年未満の者は466人と最も多く発生しています。

実際の事例では、経験不足から、トラブル時に適切な判断ができず機械に手を挟まれたり、用具や器具を間違えて不安全な状態で使用した災害が目立ちます。

このような経験不足による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則第35条では「事業者は、労働者を雇入れ、又は労働者の作業内容を変更したときは、当該労働者に対し、遅滞なく、次の事項を教育しなければならない。」規定としています。

1124 過去5年間の経験期間別被災者数



- 1 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 2 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 3 作業手順に関する事。
- 4 作業開始時の点検に関する事。
- 5 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。

- 6 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
- 7 事故時等における応急措置及び退避に関する事。
- 8 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

具体的には、新入社員教育マニュアルなどに①機械、設備、原材料などの取扱い方法及び作業手順、②保護具の使用方法及び管理方法、③危険・有害作業に対する労働災害防止対策、④事故発生時における応急措置、⑤事業場や作業場所ごとに定めたルールなどを盛り込み、雇入れ時又は作業内容変更時の安全衛生教育を遅滞なく確実に実施しましょう。

また、経験の浅い労働者には視覚による安全作業を促すため、安全の「見える化」をすべての職場で進めましょう！